

参加費
無料
手話通訳あり

公開セミナー

子どもの権利条約からみた 日本と台湾

今年「子どもの権利条約」の採択から30周年目にあたります。子どもとは18歳未満の人と定義されていますが、決して「半人前」の存在ではなく、大人と同様、一人の人間として生き、医療や教育などの支援を受けて成長・発展し、暴力や搾取・虐待などから保護される権利をもち、自由に意見を表明したり、団体を作ったりするなど参加する権利を持っていることが条約に明記されています。子どもは、それらの権利を行使する主体なのです。

2019年7月現在、この条約は国連加盟国数(193カ国)よりも多い196カ国が締結しており、世界で最も締約国の多い人権条約です。

日本が批准して25周年を迎えますが、日本の学校では、「子どもに権利を教えるとわがままになる」「権利より義務を教えるべき」といった考え方が根強く、条約に書かれている子どもの具体的な権利を取り上げ、教えるような人権教育は低調です。

この公開セミナーでは、日本と台湾の子どもの権利に関する専門家を招き、それぞれの国において子どもの権利条約の内容がどれだけ実現されているのか、また、子どもの権利をめぐるどのような課題があるのかを報告していただきます。

日時

2019年**10月12日(土)**
午後**1時30分～4時30分**
(受付午後1時～)

報告者

ペギー・ペイチン・リン(林沛君)さん
(台湾・東呉大学 助理教授 国際人権法、子どもの権利)

桜井 智恵子さん
(関西学院大学 教授 子ども論、教育社会学)

※英語・日本語の逐次通訳有り。

会場

大阪市立大学 梅田サテライト
文化交流センター 大セミナー室
(JR「大阪駅」から約400m、
大阪駅前第2ビル 6階)

定員

30人(要申込)
※手話通訳をご希望の方は、10月5日(土)までにお申し込みください。

お申込み
お問い合わせ

ヒューライツ大阪

TEL 06-6543-7003 FAX 06-6543-7004

Email webmail@hurights.or.jp

<https://www.hurights.or.jp/>

共催:大阪市立大学人権問題研究センター
(一財)アジア・太平洋人権情報センター(ヒューライツ大阪)